

法人・個人 問わず
押さえておきたい!

電子帳簿保存法の 改正のポイント

参加無料



自社も対象に
なる?

どの書類を電子で
保存する?

どうやって
保存する?

電子帳簿保存法とは、各税法において保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の要件を満たしたうえで、電子データによる保存を可能とすることと、所得税法・法人税法上の保存義務者が電子ファイルで送付・受領した請求書等のデータ保存を求めることを定めた法律です。

今回のセミナーでは、令和5年度の税制改正により、見直しされた保存要件などの変更点について解説します。

開催日時 令和5年 6月19日(月) 14:00~15:00

会場 中津川商工会議所 ホール棟 **定員** 40名(先着)
※1社あたり最大2名様まで

講師 日本商工会議所 産業政策第一部 課長 鶴岡 雄司氏

対象者 小規模事業者及び中小企業等従事者(会員・非会員問わず)
経営者・経理担当者 など

主催 中津川商工会議所

申込方法 QRコードを読み取り、申込フォームから申し込いただくか、
下記申込書にご記入のうえ、FAXにてお申込ください。



【申込フォーム】

FAX:0573-65-2157

『電子帳簿保存法の改正のポイント』申込書

事業所名			TEL	
所在地			Mail	
受講者名①	役職名	氏名	受講者名②	役職名 氏名

※ご記入いただいた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては、個人情報保護法に則り、厳重に管理いたします。

お問合せ先: 中津川商工会議所 支援課
〒508-0045 岐阜県中津川市かやの木町1-20 TEL:0573-65-2154